

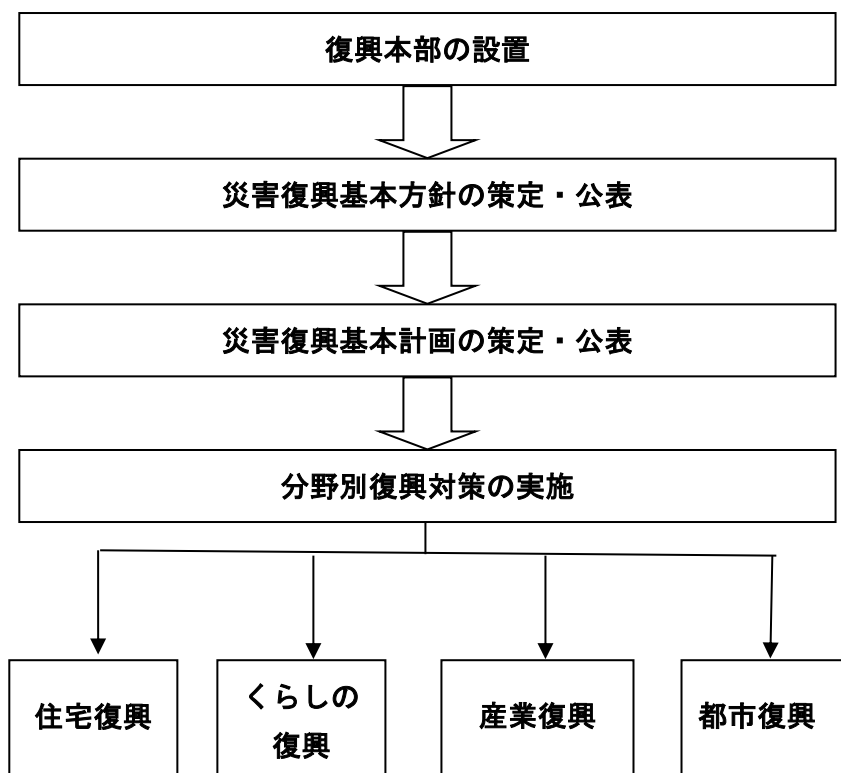
第 7 部 災害復興計画

第1章 災害復興の基本的考え方

大規模な災害が発生した場合、被災者の生活を一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることを第一の目的として、速やかに復興方針を定めて対策を講じる必要がある。その上で、さらに安全で安心な持続的発展が可能なまちづくり等、より高い水準の都市像を目指すためには、復興期における市民の二次的災害を防ぐよう、市民の意向に十分配慮し協働して取り組むものとする。

対策項目	担当部
第1章 災害復興の基本的考え方	政策経営部、各部
第2章 復興体制の確立	政策経営部、各部
第3章 災害復興計画の策定	政策経営部、各部
第4章 復興市民組織の形成	政策経営部、各部
第5章 生活復興対策の実施	政策経営部、健康福祉部、生活環境部、都市整備部、教育部
第6章 都市復興対策の実施	政策経営部、都市整備部
第7章 被災者総合相談所の設置	政策経営部、各部

【災害復興の流れ】



* 災害復興を迅速に推進するため、あらかじめ災害復興本部条例・同施行規則、市街地復興整備条例等の制定、地域復興協議会の結成等を図る。

第2章 復興体制の確立

第1節 災害復興本部の設置

市は、災害により被害を受けた地域が市の地域内で相当の範囲に及び、かつ復興に相当の期間を要すると考えられる大規模な被害を受けた場合に、被災後1週間程度の早い時期に市長を本部長とする国立市災害復興本部を設置する。また、政策経営部長を長とする事務局を政策経営部内に設置する。

第2節 災害復興本部の役割

災害復興本部（以下「復興本部」という。）は、速やかに災害復興基本方針、復興基本計画、復興まちづくり計画及び復興事業計画を策定し、復興事業を長期的視点に立って、迅速かつ計画的に実施する。

第3節 復興市民組織の形成

地域の災害復興は、産業、住宅、地域、環境、教育、福祉、都市機能など多くの分野が関連しており、市民、自治会、事業所等の地域が主体となって、復興を推進することが必要である。このため、市民、自治会、事業所等による復興市民組織を形成し、災害復興基本計画や復興まちづくり計画等の計画策定過程への参画を推進し、行政と協働して復興に取り組む。

第3章 災害復興計画の策定

第1節 災害復興基本方針の策定

市長（本部長）は、復興後の市民生活やまちの姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、次の事項に配慮し、被災後2週間以内を目途に復興本部会議の審議を経て災害復興基本方針を策定し、市民に公表する。

- ①暮らしの速やかな再建と安定
- ②安全で快適な生活環境づくり
- ③雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

第2節 災害復興基本計画の策定

市長（本部長）は、被災後6ヶ月を目途に災害復興基本方針に基づき、復興に係る最上位の計画として総合的な復興基本計画を策定し、市民に公表する。

第3節 激甚災害の指定

大規模な自然災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別な財政援助に関する法律」（以下「激甚法」という。）による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する。

（1）激甚災害指定手続き

政策経営課は、激甚災害の指定に向けて公共土木施設等の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、都総務局に報告する。

（2）激甚災害に関する調査及び報告

各部は、激甚災害の指定に関する調査を次のとおり実施する。

- ①各部は、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について調査を実施する。
- ②各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、政策経営課に提出する。
- ③政策経営課は、各部の調査をとりまとめ本部長に付議し、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、都知事（都総務局）に調査書を添えて申請する。
- ④各部長は、事業ごとに都の関係機関と調整のうえ指定の促進を図る。
- ⑤市は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(3) 激甚法に定める事業

※ 資料 「激甚法に定める事業」参照

(4) 激甚災害の指定を受けた後の手続き

各部は、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助の交付手続きに必要な関係書類を速やかに作成し、都各局に提出する。

第4章 生活復興対策の実施

復興本部は、都と協力し、市民の生活を災害発生前の状態に戻し、その安定を図ることに加え、防災性を考慮した住宅、くらし、産業に関する復興対策を推進する。

第1節 住宅の復興対策

復興本部は、都と協力して被災者自身の住宅再建支援、再建が困難な被災者に対する住宅の供給等について総合的な対策を講じる。

住宅の再建支援にあたって、自主再建、民間又は公的住宅の確保等、住宅確保方策のメニューを明らかにし、被災者の選択意志を尊重して推進する。

被災地域における住宅再建は、極力、従前のコミュニティを維持する視点から、地域の小売商店や福祉サービス事業所、また、新たなコミュニティビジネスの実施等地域と一体となった産業の再建とともに推進する。

- ①住宅復興計画の策定
- ②応急的住宅取得への支援
 - ・被災住宅の応急修理
 - ・応急仮設住宅の供給
- ③自力再建への支援
 - ・助成・融資等情報の提供
 - ・住宅資産の活用
 - ・マンション再建
 - ・まちづくり等コーディネーター等の派遣
 - ・地域復興協議会への支援等
- ④公的住宅の供給支援
 - ・東京都、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社と協力した空き家の被災者への供給
- ⑤福祉施策と連携した住宅供給支援
 - ・住宅・住環境のバリアフリー
 - ・福祉政策と連携した住宅サービスの提供
- ⑥住宅情報の提供・相談体制の整備

第2節 暮らしの復興対策

復興本部は、都と協力して市民の暮らしを震災前の状態に回復するため、保健・福祉・医療、教育・文化、消費生活、市民活動に関して総合的な対策を講じる。

- ① 仮設診療所の設置支援等地域医療体制の再建支援
- ② 医療機関の再建支援
- ③ 社会福祉施設の再建支援
- ④ 福祉サービス体制の整備、施設の整備・拡充、在宅サービス体制の充実等
- ⑤ 生活援護資金の貸付、災害弔慰金の支給、義援金の受入・配分等
- ⑥ 健康相談・メンタルヘルスケアの実施
- ⑦ 教育・文化・社会教育施設の再建支援
- ⑧ ボランティア・NPO等の市民活動との連携体制の整備

第3節 産業の復興対策

復興本部は、都と協力して一時事業スペース確保の支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定などについて総合的な対策を講じる。

市民の日常生活を支える地域の小売店舗や医療・福祉サービスの事業所等は、地域の暮らしを支え、活気を与えることが予想されるため、仮設店舗や仮設事業所等の立地について支援する。

- ① 産業復興方針の策定
- ② 中小企業の事業再開支援
- ③ 被災農業者への支援
- ④ 一時的事業スペース等の確保支援
- ⑤ 施設再建のための金融支援
- ⑥ 物流に関する情報提供
- ⑦ 雇用・就業支援
- ⑧ 事業主、従業員、離職者等への情報提供、相談窓口の設置等

第5章 都市復興対策の実施

復興本部は、都をはじめ市民、事業者、まちづくり関係団体、NPO等と協働して都市復興に取り組む。

都市復興方針等の策定にあたっては、国立市基本構想（基本計画）及び国立市都市計画マスタープラン等を踏まえる。

都市復興の推進にあたっては、復興市民組織が行政と協働して推進する。このため、道路等の基盤が不十分で、かつ木造密集地区等の防災課題が集積した地区においては、「国立市都市計画マスタープラン」や地震被害想定等を踏まえて、平常時から市民と協働したまちづくりについて検討する。

- ①家屋被害概況調査（震災後1週間）
- ②家屋被害状況調査（震災後1ヶ月）
 - ・り災証明書発行に伴う住家被害認定調査と連携
- ③都市復興基本方針の策定（震災後2週間）
- ④復興対象地区の設定（震災後1ヶ月）
- ⑤都市復興基本計画の策定（震災後1ヶ月～6ヶ月）
- ⑥復興まちづくり計画の作成（震災後6ヶ月）
- ⑦復興事業計画の確定（震災後6ヶ月～1年）
- ⑧復興事業の推進（震災後1年以降）

第6章 被災者支援相談窓口の設置

復興本部は、復興対策の進捗状況に応じて、各部と連携・協力して被災者支援相談窓口を設置する。なお、設置・運営にあたっては、都、各分野の専門家等の協力を得る。（第3部第18章参照）

■被災者総合相談所で予想される相談内容

行政管理部 政策経営部	①復興に関する市政一般相談 ②復興に関する苦情受付 ③復興情報の提供 ④税務相談 ⑤市税に関する相談（減免措置、徴収猶予等の相談）
都市整備部	①住宅相談 ②住宅再建のための融資等の相談 ③住宅の修理に関する相談 ④建築制限に関する相談 ⑤住宅に関する法律相談
生活環境部	①消費生活情報及び消費生活相談 ②外国人の生活相談 ③住宅の解体、撤去 ④動物の保護・譲渡・飼育 ⑤震災ごみの分別、収集 ⑥中小企業の経営相談・資金融資相談
健康福祉部	①生活再建支援金、災害援護資金、生活福祉資金等の相談 ②生活保護等福祉相談 ③しょうがいしゃ相談 ④生活資金相談 ⑤高齢者相談 ⑥メンタルヘルスケア ⑦医療・健康相談 ⑧衛生相談（感染症の予防、環境衛生）
子ども家庭部	①子ども相談 ②保育相談
教育部	①教育相談